

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

○ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）（抄）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（廃棄物の調査の義務の対象となる公共下水道及び流域下水道の要件）</p> <p>第八条 法第十六条第一項第二号の環境省令で定める要件のうち公共下水道に係るものは、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）又は神奈川県に所在する公共下水道（当該公共下水道に係る終末処理場（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場をいう。以下同じ。）において当該終末処理場に係る焼却設備を用いて焼却された汚泥等の堆積物が生ずるもの限り、事故由来放射性物質による汚染状態が第十四条に規定する基準に適合しない廃棄物が生ずるおそれが少ないものとして環境大臣の確認を受けたものを除く。）</p> <p>2 （略）</p> <p>（廃棄物の調査の義務の対象となる集落排水施設の要件）</p>	<p>（廃棄物の調査の義務の対象となる公共下水道及び流域下水道の要件）</p> <p>第八条 法第十六条第一項第二号の環境省令で定める要件のうち公共下水道に係るものは、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）又は神奈川県に所在する公共下水道（当該公共下水道に係る終末処理場（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場をいう。以下同じ。）において当該終末処理場に係る焼却設備を用いて焼却された汚泥等の堆積物が生ずるもの限り、事故由来放射性物質による汚染物質が第十四条に規定する基準に適合しない廃棄物が生ずるおそれが少ないものとして環境大臣の確認を受けたものを除く。）</p> <p>2 （略）</p> <p>（廃棄物の調査の義務の対象となる集落排水施設の要件）</p>

第十一条 法第十六条第一項第五号の環境省令で定める要件は、福島県に所在する集落排水施設（事故由来放射性物質による汚染状態が第十四条に規定する基準に適合しない廃棄物が生ずるおそれが少ないものとして環境大臣の確認を受けたものを除く。）であることとする。

第十八条 法第十八条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 三（略）
- 四 当該調査の対象とした廃棄物に係る試料の採取を行った年月日、当該試料の分析の結果得られた年月日、当該分析を行った者の氏名又は名称その他調査に関する事項

（廃棄物の調査の方法）

第二十条 法第十八条第三項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。

- 一（略）
- 二 調査単位のすべてについて、十以上の試料（調査の対象とする廃棄物が次に掲げる廃棄物である場合にあつては、四以上の試料）を採取すること。

イ 水道施設、公共下水道若しくは流域下水道に係る終末処理場、工業用水道施設又は集落排水施設から生じた汚泥等の堆積物

ロ 一般廃棄物の焼却施設又は産業廃棄物の焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻

第十一条 法第十六条第一項第五号の環境省令で定める要件は、福島県の区域に所在する集落排水施設（事故由来放射性物質による汚染状態が第十四条に規定する基準に適合しない廃棄物が生ずるおそれが少ないものとして環境大臣の確認を受けたものを除く。）であることとする。

第十八条 法第十八条第二項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 三（略）
- 四 当該調査の対象とした廃棄物に係る試料の採取を行った年月日、当該試料の分析の結果得られた年月日、当該分析を行った者の氏名又は名称その他調査に関する事項

（廃棄物の調査の方法）

第二十条 法第十八条第三項の環境省令で定める方法は、次のとおりとする。

- 一（略）
- 二 調査単位のすべてについて、十以上の試料（調査の対象とする廃棄物が次に掲げる廃棄物である場合にあつては、四以上の試料）を採取すること。

〔新設〕

〔新設〕

三・四 (略)

(特定廃棄物収集運搬基準)

第二十三条 特定廃棄物（事故由来放射性物質についての放射能濃度を第二十条に規定する方法により調査した結果、事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が八千ベクレル毎キログラム以下であると認められる特定廃棄物（以下「基準適合特定廃棄物」という。）を除く。以下この項、次条第一項及び第二十五条第一項において同じ。）の収集及び運搬の基準は、次のとおりとする。

2 (略)

(特定廃棄物保管基準)

第二十四条 特定廃棄物の保管の基準は、次のとおりとする。

一 五 (略)

(特定廃棄物処分基準)

第二十五条 特定廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五法律第百三十六号）に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する基準に従って行う処分をいう。以下同じ。）を除く。以下こ

三・四 (略)

(特定廃棄物収集運搬基準)

第二十三条 特定廃棄物（事故由来放射性物質についての放射能濃度を第二十条に規定する方法により調査した結果、事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が八千ベクレル毎キログラム以下であると認められる特定廃棄物（以下「基準適合特定廃棄物」という。）を除く。以下この項、の収集及び運搬の基準は、次のとおりとする。

2 (略)

(特定廃棄物保管基準)

第二十四条 特定廃棄物（基準適合特定廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の保管の基準は、次のとおりとする。

一 五 (略)

(特定廃棄物処分基準)

第二十五条 特定廃棄物（基準適合特定廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の処分（埋立処分及び海洋投入処分（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五法律第百三十六号）に基づき定められた海洋への投入の場所及び方法に関する

の条において同じ。)の基準は、次のとおりとする。

一〇八 (略)

2 (略)

第二十六条 特定廃棄物(事故由来放射性物質についての放射能濃度を第二十条に規定する方法により調査した結果、事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が十万ベクレル毎キログラムを超えると認められるものに限る。以下この項において同じ。)の埋立処分の基準は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

七 埋立処分を終了する場合(埋立地を区画して埋立処分を行う場合には、当該区画に係る埋立処分を終了する場合を含む。)には、放射線障害防止の効果を持った覆いにより開口部を閉鎖することその他の環境大臣が定める措置を講ずること。

2 特定廃棄物(前項各号列記以外の部分に規定する特定廃棄物及び基準適合特定廃棄物を除く。以下この項において同じ。)の埋立処分の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 公共の水域及び地下水と遮断されている場所以外の場所において特定廃棄物の埋立処分を行う場合には、次によること。

イ〇二 (略)

ホ 雨水その他の水が浸入した場合に溶出する事故由来放射性

基準に従って行う処分をいう。以下同じ。)を除く。以下この条において同じ。)の基準は、次のとおりとする。

一〇八 (略)

2 (略)

第二十六条 特定廃棄物(事故由来放射性物質についての放射能濃度を第二十条に規定する方法により調査した結果、事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が十万ベクレル毎キログラムを超えると認められるものに限る。以下この項において同じ。)の埋立処分の基準は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

七 埋立処分を終了する場合(埋立地を区画して埋立処分を行う場合には、当該区画に係る埋立処分を終了する場合を含む。)には、放射線障害防止の効果を持った覆いにより開口部を閉鎖することその他の環境大臣が定める措置を講ずること。

2 特定廃棄物(前項各号列記以外の部分に規定する特定廃棄物及び基準適合特定廃棄物を除く。以下この項において同じ。)の埋立処分の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 公共の水域及び地下水と遮断されている場所以外の場所において特定廃棄物の埋立処分を行う場合には、次によること。

イ〇二 (略)

ホ 雨水その他の水が浸入した場合に溶出する事故由来放射性

物質の量が少ないものとして環境大臣が定める要件に該当する特定廃棄物の埋立処分を行う場合には、ロからニまでの規定にかかわらず、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 次のイ及びロに掲げる特定廃棄物にあつては、あらかじめ、当該イ及びロに定める措置を講ずること。

イ 汚泥 焼却設備を用いて焼却し、又は含水率八十五パーセント以下にすること。

ロ 前項第二号ハからトまでに掲げる特定廃棄物 当該ハからトまでに定める措置を講ずること。

(2) 次のイ及びロに掲げる場合には、当該イ及びロに定める措置を講ずること。

イ ニ(1)に掲げる場合 埋め立てる特定廃棄物の一層の厚さは、おおむね三メートル以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土壌でおおむね五十センチメートル覆うこと。

ロ ニ(1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 特定廃棄物を埋め立てる場所には、あらかじめ、厚さがおおむね五十センチメートル以上の土壌の層を敷設するとともに、埋め立てる特定廃棄物の厚さは、おおむね三メートル以下とし、かつ、環境大臣が定めるところにより、一層ごとに、その表面に不透水性土壌層を設けること。

三〇七 (略)

三〇五 (略)

(特定一般廃棄物)

物質の量が少ないものとして環境大臣が定める要件に該当する特定廃棄物の埋立処分を行う場合には、ロからニまでの規定にかかわらず、次に掲げる措置を講ずること。

(1) 前項第二号イからトまでに掲げる特定廃棄物にあつては、あらかじめ、当該イからトまでに定める措置を講ずること。

(2) 埋め立てる特定廃棄物の一層の厚さは、おおむね三メートル以下とし、かつ、環境大臣が定めるところにより、一層ごとに、その表面に不透水性土壌層を設けること。ただし、ニ(1)及び(2)に掲げる場合は、この限りでない。

三〇七 (略)

三〇五 (略)

(特定一般廃棄物)

第二十八条 法第二十三条第一項の環境省令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

一 (略)

二 一般廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻(次に掲げるものに限る。)

イ 福島県に所在する一般廃棄物処理施設である焼却施設から生じたもの

ロ 岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都(島しょ部を除く。)に所在する一般廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん

〔削除〕

三 稲わらが廃棄物となったもの(岩手県、宮城県、福島県又は栃木県において生じたものに限る。)

四 堆肥が廃棄物となったもの(岩手県、宮城県、福島県又は栃木県において生じたものに限る。)

五 (略)

(特定産業廃棄物)

第三十条 法第二十三条第二項の環境省令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

一 (略)

二 水道施設から生じた第七条に規定する廃棄物(次に掲げるも

第二十八条 法第二十三条第一項の環境省令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

一 (略)

二 岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都(島しょ部を除く。)に所在する一般廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻

〔新設〕

〔新設〕

三 福島県に所在する集落排水施設から生じた第十二条に規定する廃棄物

四 稲わらが廃棄物となったもの

五 堆肥が廃棄物となったもの

六 (略)

(特定産業廃棄物)

第三十条 法第二十三条第二項の環境省令で定める廃棄物は、次のとおりとする。

一 (略)

二 宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県

のに限る。)

イ 福島県に所在する水道施設から生じたもの

ロ 宮城県、栃木県又は群馬県に所在する水道施設から生じたものであつて、当該施設に係る天日乾燥設備を用いて乾燥したものを

三 公共下水道又は流域下水道に係る発生汚泥等(次に掲げるものに限る。)

イ 福島県に所在する合流式の公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場から生じた汚泥等の堆積物(当該終末処理場に係る焼却設備を用いて焼却したものに限る。)

ロ 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島しょ部を除く。)又は神奈川県に所在する公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場から生じた汚泥等の堆積物(当該終末処理場に係る焼却設備(流動床式焼却設備を除く。)(を用いて焼却したもの(ばいじんに限る。))に限り、イに掲げるものを除く。)

ハ 福島県に所在する合流式の公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場から生じた汚泥等の堆積物(当該終末処理場に係る脱水設備を用いて脱水したものに限り、イに掲げるものを除く。)

四 福島県又は栃木県に所在する工業用下水道施設から生じた第十条に規定する廃棄物

、東京都(島しょ部を除く。)(又は新潟県(島しょ部を除く。))に所在する水道施設から生じた第七条に規定する廃棄物

〔新設〕

〔新設〕

三 公共下水道又は流域下水道に係る発生汚泥等(次に掲げるものに限る。)

イ 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島しょ部を除く。)(又は神奈川県に所在する公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場から生じた汚泥等の堆積物(当該終末処理場に係る焼却設備を用いて焼却したものに限る。))

〔新設〕

ロ 福島県又は栃木県に所在する公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場から生じた汚泥等の堆積物(当該終末処理場に係る脱水設備を用いて脱水したものに限り、イに掲げるものを除く。)

四 宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島しょ部を除く。)(又は新潟県(島しょ部を除く。))

五 産業廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（次に掲げるものに限る。）

イ 福島県に所在する産業廃棄物処理施設である焼却施設から生じたもの

ロ 岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在する産業廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん

六 堆肥が廃棄物となったもの（岩手県、宮城県、福島県又は栃木県において生じたものに限る。）

七 (略)

(特定産業廃棄物処理基準)

第三十一条 法第二十三条第二項の環境省令で定める特定産業廃棄物の処理の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 特定産業廃棄物の埋立処分に当たっては、次によること。

イ・ロ (略)

ハ ばいじん（特定産業廃棄物であるものに限り、公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場に係る流動床式焼却設備から生じたものを除く。）の埋立処分を行う場合には、第二十九條第三号ハの規定の例によること。

〔に所在する工業用水道施設から生じた第十条に規定する廃棄物〕

五 岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在する産業廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻

〔新設〕

〔新設〕

六 堆肥が廃棄物となったもの

七 (略)

(特定産業廃棄物処理基準)

第三十一条 法第二十三条第二項の環境省令で定める特定産業廃棄物の処理の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 特定産業廃棄物の埋立処分に当たっては、次によること。

イ・ロ (略)

ハ ばいじん（特定産業廃棄物であるものに限り、埋立処分を行う場合には、第二十九條第三号ハの規定の例によること。）

四
(略)

二
(略)

四
(略)

二
(略)